泉区歯科医師会会則改定（案）

第１章　総則

（名称）

第１条　この団体は、泉区歯科医師会（以下「本会」という。）という。

（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を会長の歯科医療機関内に置く。

第２章　目的および事業

（目的）

第３条　本会は、各関係機関と連携のもと、公衆衛生・歯科保健の普及向上および啓発に寄与し、会員の歯科医学の進歩発展向上を図り、且つ会員相互の親睦を図ると共に福祉の向上支援を目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

１．公衆衛生・歯科保健の向上と区民への普及啓発に関する事項

２．歯科医学・歯科医療の進歩発展に関する事項

３．歯科医師の研修に関する事項

４．会員の福祉・歯科医業の向上に関する事項

５．多職種との連携に関する事項

６．その他本会の目的を達成するに必要な事項

第３章　会員

（会員）

第５条　本会は、次の会員を置く。

　１．正会員

　２．準会員

　３．特別会員

（会員の資格の取得）

第６条　本会の会員となる者は、本会の目的及び事業に賛同した者とする。

２項　本会へ入会しようとする者は、別に定める入会申請書等を本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。

　３項　本会は、２項の諾否を決めたときは、当該申請した者に通知する。

　４項　本会へ入会しようとする者は、２項で承認された場合、別に定める本会所定の会費を納入しなければならない。

　５項　会員は、入会申請を経て、本会が認める横浜市歯科医師会への入会資格を得る。

（会員の権利）

第７条　正会員は、本会の行事等に参加・協力し、また意見を述べることができる。

　２項　準会員は、別に定める本会の行事へ参加することができる。

　３項　会員は、本会が発行する資料等の頒布を受けることができる。

（会員の義務）

第８条　会員は、本会の会則を守り決議を尊重し、その目的達成に協力しなければならない。

　２項　会員は、本会所定の会費を本会へ支払う義務を負う。

　３項　本会所定の会費の額並びに支払い方法は、理事会が議し総会で議決する。

　４項　会員は、入会申請時に届けた事項に変更がある場合は、変更届に所要事項を記載の上、提出する。

（会員の任意退会）

第９条　会員が本会を退会しようとするときは、退会届に所要事項を記載の上、本会に提出する。

　２項　退会に際しては、支払った入会金および所定の会費等の返還を求めることはできない。

（会費等の未納に伴う退会）

第１１条　本会は、会員が１年を超える期間におよび会費を滞納した場合は、催告し、納入の意思がない場合は理事会で議し退会させることができる。

　２項　前項により退会となった者は、未払いの会費を支払う義務がある。

　３項　前項により退会となった者が、その未払金を完納した場合は、理事会の承認を得て会員の資格を復すものとする。

（戒告・除名）

第１２条　次の各号のいずれかに該当する会員は、戒告、又は、除名をすることができる。

１．歯科医師としての職務をけがした者

２．本会の体面をけがした者

３．本会の規律をみだした者

４．会員たる義務を怠った者

第４章　役員

（役員の設置）

第１３条　本会は、次の役員を置く。

　１．会長　１名

　２．副会長　１または２名

　３．監事　２名

　４．相談役　１または２名

　５．理事　若干名

　　２項　本会は、理事会の要請を受け、外部から顧問をおくことができる。

（役員の選任）

第１４条　会長の選任の際に、候補者が定数を超える場合は、別に定める選挙規定に基づき選挙により選任する。

　　２項　選挙に際しては、役員以外の会員からなる選挙管理委員会を設ける。

　　３項　副会長、監事、相談役、理事の選任は、会長が委嘱する。

（役員の職務）

第１５条　本会の役員は、次の職務を行う。

　１．会長は、本会を代表して、業務全般を総括する。

　２．副会長は、会長を補佐する。

　３．監事は、会の事業および会計を監査する。

　４．相談役は、業務全般の諸問題について適当な助言や調停をする。

　５．専務理事は、会長・副会長を補佐し、業務全般の執行管理をする。

　６．理事は、委員会を組織し本会の専任業務の執行管理をする。

　　２項　職務代行については、理事会において適宜選出する。

（役員の任期）

第１６条　役員の任期は２年とし、７月に始まり６月に終わる。また任期満了後の再任を妨げない。

（代議員の選任）

第１７条　出向代議員の選任については、各代議員が所属する組織の定款施行諸規則に従う。

２項　各代議員選任の際に、候補者が定数を超える場合は、別に定める選挙規定に基づき選挙により選任する。

　　３項　選挙に際しては、役員以外の会員からなる選挙管理委員会を設ける。

第５章　会議

（会議）

第１８条　本会は、次の会議を行う。

　１．総会

　２．役員会

　３．理事会

　４．例会

　５．委員会

　　２項　会議の議決は、参加会員の過半数を要す。

　　３項　各会議については、議事録を作成する。

（総会）

第１９条　総会は、定時総会、臨時総会とする。

　　２項　定時総会は年１～２回招集し、臨時総会は、会長又は監事から会議の目的たる事項を示した請求があった時、開催する。

　　３項　総会はすべての会員をもって構成され、総会の議決は会員の過半数の出席を要す。

（役員会）

第２０条　役員会は次の役員から請求があった時、開催する。

　１．会長

　２．副会長

　３．専務理事

　４．庶務理事

　５．会計理事

　６．監事

　７．相談役

　　２項　役員会は、前項の役員をもって構成され開催する。

（理事会）

第２１条　理事会は会長が招集し、年数回開催する。

２項　理事会は、第１３条に掲げる役員をもって開催する。

３項　理事会は、本会業務執行の協議および決定を行う。

（例会）

第２２条　例会は、親睦と研修を目的として開催し、必要によりこれを臨時総会とすることができる。

（委員会）

第２３条　本会は、委員会を置くことができる。

２項　委員会の種類、構成及び任務は、理事会の議を経て会長が決める。

３項　委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。委員の任期は、これを委嘱した会長の在任期間とする。

（諮問会）

第２４条　会長または監事が必要と認めたときには、専任の委員会たる諮問会の開催を求むることができる。

　　２項　諮問会は、会長または監事が必要と認めたことに関して答申にあたる。

３項　諮問会の会期は、当該案件の終息までの期間とする。

第６章　会計

（事業年度）

第２５条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画および予算）

第２６条　本会の事業計画書および予算書は、理事会で議し総会の承認を受けなければならない。

（事業報告および決算）

第２７条　本会の事業報告書および決算書は、監事の監査を受け理事会で議し総会の承認を受けなければならない。

第７章　会則の変更

（会則の変更）

第２８条　本会則の改訂には総会の議決を要す。付則に関してはその限りでない。

　　２項　本会則に関わる決議は、特段の指定が無い限りその翌日からこれを施行する。

細則または付則（案）

第１条　会則第３条に掲げる目的および第４条に掲げる事業を達成するために次の経費を支給する。

　　１．役員手当

　　２．出動費

　２項　役員手当は、総会の承認を受けて次の手当を支給する。

　　１．会長手当　375,000円

　　２．役員手当　85,000円（会則第２０条２～７に該当する役員）

　　３．理事手当　65,000円

　３項　出動費は、原則として、講演会等の講師、協力医等の出動、行政または医師会等の他職種主催による事業等へ公務にて出動した場合等であって、出動先より謝礼・日当・交通費等の支給がない場合に限り本会より次の金額を支給する。

　　１．１時間未満　　　　　　５，０００円

　　２．１時間～２時間未満　１０，０００円

　　３．２時間以上　　　　　１５，０００円

　　４．会議等への参加　　　　５，０００円

　４項　出動費支給対象は次のとおりとする。

１．会員（役員含む）が行う会員または区民等に向けた講演会等の講師料

２．行政および医師会等の臨時な特別な会議等への出動費

３．その他は必要に応じ、理事会にて決める。

第２条　会則第５条に掲げる正会員とは、次の種別をいう。

　　１．第１種会員：泉区内に診療所を開設、管理または勤務する歯科医師。

　　２．第２種会員：１）泉区内の第１種会員診療所において継承候補となる歯科医師。

　　　　　　　　　　２）継承後の元１種会員

２項　会則第５条に掲げる準会員は、次の種別をいう。

　　１．第３種会員：１）泉区内の第１種会員診療所に勤務する歯科医師。

　　　　　　　　　　２）閉院により退会後、再度入会を希望する就業していない歯科医師。

　　　　　　　　　　３）いずれの種別にも該当しない者は理事会に諮る。

　３項　会則第５条に掲げる特別会員とは次に該当するものをいう。

　　１．特別会員：学識経験者で総会において推薦された者。

第３条　会則第６条２項および第８条に掲げる本会所定の会費とは、次の支部会費、例会費及び学術研修費とする。ただし準会員は支部会費を年間一括にて支払うものとする。

１．支部会費　　〔正会員〕１種６,０００円　２種３,０００円

〔準会員〕３種 ５００円　〔特別会員〕免除

２．例会費　　　〔正会員〕１種１,０００円　２種１,０００円

　　　　　　　　　〔特別会員〕免除

３．学術研修会費〔正会員〕１種２,０００円　２種２,０００円

　　　　　　　　　〔特別会員〕免除

２項　会員が７５歳を越えた時は、会則第６条２項に掲げる本会所定の会費を免除する。但し、実施時期は当該年齢を超えた翌年度からとする。

　３項　前項は、在籍１５年以上の会員に該当する。

第４条　会則第７条２項に掲げる準会員の行事への参加は次にあげるものを言う。

　　１．各種会議への参加

　　２．各種講演会、講習会、研修会への参加

　　３．各種委員会への参加

　２項　例会、懇親会、研修旅行等への参加については、当日会費を支払うことで参加できるものとする。

第５条　安定化基金の運用目的に関しては次のとおりとする。

１．会務運営費用

諸会議費用、講習会費用、施設費用、活動費用等

２．災害対策費用

第６条　本付則の改訂は、特段の事項でない限り理事会に諮り改訂することができる。

泉区歯科医師会福祉共済部規約改定（案）

第１章　総則

（名称）

1. この部会は、泉区歯科医師会福祉共済部（以下「本部」という。）という。

（目的）

第２条　本部は、相互扶助の精神に則り会員の福祉の増進を図ることを目的とする。

（構成）

第３条　本部は、泉区歯科医師会会則第５条に規定する正会員により構成する。

　２項　泉区歯科医師会会則第５条に規定する正会員の内、開設者が医科等である病院勤務の管理者および勤務医は該当しない。

３項　前項に該当する者、また、泉区歯科医師会会則第５条に規定する準会員および特別会員から加入希望がある場合は、理事会の承認を得る。

（負担金）

第４条　第３条に規定する正会員は、本部所定の入会時一時負担金および福祉共済費を納入する義務がある。

　２項　一時負担金および福祉共済費の額並びに支払い方法は、理事会が議し総会で議決する。

　３項　特段の状況において会員に規約外の給付をする時は、別に臨時の負担金を徴収することがある。

４項　退会に際しては、支払った一時負担金および福祉共済費の返還を求めることはできない。

５項　退会に際しては、福祉共済等の各種給付に関しては、原則として、受給資格を失うものとする。

第２章　役員

（役員）

第５条　本部の運営は、泉区歯科医師会の役員がこれを管掌する。

第３章　事業

（事業）

第６条　本部は、次の事業を行う。

　　１．死亡給付金

　２．高度障害給付金

　３．祝儀

　　４．疾病・傷害時給付金

　５．火災・災害時給付金

　２項　給付金の詳細は別に定める。

３項　本部の受給資格は、本部所定の一時負担金および福祉共済費を納入した日より資格を得る。但し、死亡給付金に関しては保険手続き終了後に資格を得る。

第４章　会議

（会議）

第７条　本部の会議は、泉区歯科医師会会則第２１条に規定する理事会において議決する。

第５章　会計

（会計）

第８条　本部の会計は、特別会計とし、総会にて報告する。

第６章　規約の変更

（規約の変更）

第９条　本規約の改訂には総会の議決を要す。細則に関してはその限りでない。

　２項　本会則に関わる決議は、特段の指定がない限りその翌日からこれを施行する。

　　細　　　則

第１条　本部第６条に規定する給付金は１種・２種を問わず次の通りとする。

１．死亡給付金

１）会員死亡時　　７４歳まで　4,000,000円（団体生保加入者会員のみの支給）

　　　　　　　　　　（上記75歳とは満75歳を迎えた後、最初の１月３１日までとする）

ただし、団体生命保険会社の規定により、その加入者に限り支給する。

満７５歳以上　300,000円

　ただし、団体生命保険会社の規定により、その未加入者に限り支給する。

　　　　但し、高度障害給付金を支給後、死亡した場合、死亡給付金は支給しない

２）家族死亡時　両　親　　　　　 30,000円

　　　　　　　　　　配偶者　　　　 　50,000円

　　　　　　　　　　子　供　　　　 　30,000円

　　　　　　　　　　ただし、配偶者の両親は同居に限り支給する。

２．高度障害給付金　７４歳まで 4,000,000円

　　　　　　　　　　（上記75歳とは満75歳を迎えた後、最初の１月３１日までとする）

ただし、団体生命保険会社の規定により、その加入者に限り支給する。

満７５歳以上　　300,000円　ただし、本部加入者に限る。

ただし、団体生命保険会社の規定により、その未加入者に限り支給する。

　　　　　　　　　　高度障害状態とは、加入生命保険会社が定める状態をいう。

３．結婚祝い金　 　　　　 30,000円　ただし、１回に限る。

４．疾病・傷害時給付金　　入 院 30,000円

５．火災・災害時給付金（天災は除く）

　 　診療所・自宅を問わず（災害とは家屋の損壊を言う）一時見舞金として30,000円とするが、状況により臨時会費を徴収してこれに充てることがある。

　６．７０歳ならびに７５歳に達した会員には、慶賀の意を表する。

第２条　死亡給付金の受給者は「法定相続人」とする。死亡給付金以外の受給者は会員本人とする。

第３条　福祉共催部一時金および福祉共済費は次の通りとする。

　１．新入会員の福祉共済部一時負担金を300,000円

２．福祉共済費　月額3,000円

第４条　本細則の改訂は、特段の事項でない限り理事会に諮り改訂することができる。

泉区歯科医師会選挙規定（案）

（目的）

第１条　会則第１４条および第１７条における会長および出向代議員に関する選挙についてここに定める。

（構成）

第２条　第１条の選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会を設ける。

　２項　選挙管理委員会は、役員以外の会員６名で構成する。

　３項　選挙管理委員会は次の委員をおく。

　　１．選挙管理委員３名

　　２．予備選挙管理委員３名

　４項　選挙管理委員会の任期は２年とし、会則第１６条に規定する役員任期と年度を異にする。

（選挙方法）

第３条　選挙の方法は、選挙管理委員会が作成する往復はがきによるものとする。

　２項　投票はがきには、必ず会員の署名押印を必要とする。

　３項　投票はがきは、選挙管理委員会委員長が管理する。

（選挙結果）

第４条　投票はがきの集計により、多数のものを当選とする。